

悪質商法から高齢者を守る!

が入っていた。

利殖商法

カンボジア?老人ホーム?

最近の劇場型勧誘に注意!





A社から電話があり、「カンボジアの不動産購入を案内する封筒が届いていないか。封筒を5万円で買い取るので、届いたら電話をくれ。」と言われた。後日、B社から封筒が届いた。 封筒の中には、カンボジアのマンション投資のパンフレットなど



社会福祉法人を名乗る団体から、特別養護老人ホームへの出資金を募るパンフレットが送られてきた。封筒には出資権利申込書などが入っており、10100万円と書いてある。その後、Cという業者から「パンフレットが届いていないか。権利書を譲ってほしい。」と電話がかかってきた。



- ◇事例1、2ともに複数の業者と見せかけていますが、実は同じ業者です。このような「劇場型勧誘」の事例が多く発生しています。
- ◇ 興味を示したり、一度話しを聞いてしまうと、執拗に勧誘されますので、取り合わないことが一番です。
- ◇ お金を払ってしまうと、業者と連絡が取れなくなるなどして、取り戻すのは極めて困難です。

被害にあわなりために!

- 〇「あなたが選ばれた」、「残りわずか」などと勧誘されても、簡単にもうかる話しはありませんので、「いりません。」ときっぱり断りましょう!
- 〇投資に関する不審な電話やパンフレットが届いたら、 消費生活センターに相談しましょう。





名古屋市消費生活センター

名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階 平 日 TEL 052-222-9671

士・日 TEL 052-222-9671 土・日 TEL 052-222-9690

* 祝日年末年始を除く相談受付時間 午前9時から午後4時15分

相談受付時間 午前9時から午後4時15分 (土・日は電話相談のみ)